

附 属 資 料

旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会
旭川市廃棄物処分場環境対策協議会

目 次

A	旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 1
B	旭川市廃棄物処分場環境対策協議会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 2
C	事務局職員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 3
D	中園廃棄物最終処分場の概要	・ ・ ・ ・ ・ 4
E	旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会設置の経緯	・ ・ ・ ・ ・ 5
F	調停条項	・ ・ ・ ・ ・ 6
G	調停条項 3 に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 7
H	旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例	・ ・ ・ ・ ・ 9
J	旭川市廃棄物処分場の概要	・ ・ ・ ・ 1 2
K	旭川市廃棄物処分場環境対策協議会設置の経緯	・ ・ ・ ・ 1 4
L	旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例	・ ・ ・ ・ 1 5
M	旭川市廃棄物処分場の環境保全に係る協定書	・ ・ ・ ・ 1 7
N	旭川市廃棄物処分場規則	・ ・ ・ ・ 2 1
P	旭川市廃棄物処分場緊急事態対応計画	・ ・ ・ ・ 2 4
Q	旭川市廃棄物処分場事故等対応基準	・ ・ ・ ・ 2 8
R	融雪期等における旭川市廃棄物処分場浸出水処理対応基準	・ ・ ・ 3 0
S	融雪期等における中園廃棄物最終処分場浸出水処理対応基準	・ ・ 3 2

A 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会委員名簿

	区分	氏名	所 属 等
1	学 識 経 験 者	まつとう としひこ 松 藤 敏 彦	北海道大学 名誉教授
2		よしだ ひでき 吉 田 英 樹	室蘭工業大学大学院工学研究科もの創造系領域土木工学 ユニット准教授
3		こでら ふみひろ 小 寺 史 浩	旭川工業高等専門学校物質化学工学科准教授
4	事 件 の 申 請 人	やまぐち あつし 山 口 篤	北海道公害審査会平成13年（調）第1号事件の申請人
5		あらかわ ただき 荒 川 忠 基	北海道公害審査会平成13年（調）第1号事件の申請人
6		あらかわ えみこ 荒 川 恵美子	北海道公害審査会平成13年（調）第1号事件の申請人
7		あらかわ のぶき 荒 川 信 基	北海道公害審査会平成13年（調）第1号事件の申請人
8	地 元 住 民 公 募 委 員	きたむら えいじ 北 邑 英 治	江丹別地区市民委員会
9		おおむら しの 大 村 紫乃	江丹別地区市民委員会
10		はしもと ゆういち 橋 本 祐 一	嵐山地域町内会
11		ありき よしつぐ 有 木 祥 次	嵐山地域町内会
12	公 募 委 員	くわじま とくみ 桑 島 徳 見	一般公募
13		やました みちよ 山 下 三千世	一般公募
14		こくぼ しづこ 小久保 志津子	一般公募
15		につた あきら 新 田 晃	一般公募

B 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会委員名簿

	区分	氏名	所 属 等
1	学 識 経 験 者	まつとう としひこ 松 藤 敏 彦	北海道大学 名誉教授
2		よしだ ひでき 吉 田 英 樹	室蘭工業大学大学院工学研究科もの創造系領域土木工学 ユニット准教授
3		こでら ふみひろ 小 寺 史 浩	旭川工業高等専門学校物質化学工学科准教授
4	地 元 住 民	きたむら えいじ 北 邑 英 治	江丹別地区市民委員会
5		おおむら しの 大 村 紫 乃	江丹別地区市民委員会
6		はしもと ゆういち 橋 本 祐 一	嵐山地域町内会
7		ありき よしつぐ 有 木 祥 次	嵐山地域町内会
8	公 募 委 員	くわじま とくみ 桑 島 徳 見	一般公募
9		やました みちよ 山 下 三千世	一般公募
10		こくぼ しづこ 小久保 志津子	一般公募
11		につた あきら 新 田 晃	一般公募

C 事務局職員名簿

所 属	氏 名	備 考
環境部長	おおた せいじ 太 田 誠 二	総合庁舎 5 階環境部 TEL 26-1111 内線 5200 FAX 26-7654
環境部次長	さわたり たけし 澤 渡 武 士	総合庁舎 5 階環境部 TEL 26-1111 内線 5230 FAX 26-7654
廃棄物処理課長	おとう まさふみ 尾 藤 正 史	総合庁舎 5 階環境部廃棄物処理課 TEL 26-1111 内線 5235 FAX 26-7654
旭川市廃棄物処分場 所長	さいとう ゆうや 齋 藤 雄 也	旭川市廃棄物処分場 TEL 59-4646 FAX 73-2453
同 主査	ますだ ゆういち 増 田 雄 一	同上
同 主査	ふじ あきら 藤 彰	同上
同 主任	くどう けんたろう 工 藤 健 太 郎	同上
同 係員	くらた けい 倉 田 慧	同上

D 中園廃棄物最終処分場の概要について

1 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 所在地 | 旭川市江丹別町中園 1 9 7 番地 |
| (2) 埋立期間 | 昭和 5 4 年 6 月～平成 1 5 年 6 月 |
| (3) 埋立廃棄物 | 家庭系（不燃物，粗大物），事業系一般廃棄物，焼却残さ
産業廃棄物の一部（燃えがら，汚泥，木くず，動植物性残さ，ガラスくず及び陶磁器くず，建設廃材，紙くず，繊維くず） |
| (4) 埋立面積 | 約 5 0 h a |
| (5) 埋立量 | 約 6 5 0 万トン |
| (6) 埋立方法 | サンドイッチ工法 |

2 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会の設置経緯（別紙のとおり）

3 中園廃棄物最終処分場埋立施設の改善

中園処分場は，平成 1 5 年 6 月に廃棄物の埋立が終了し，法令に基づく廃止基準（浸出水水質や発生ガス等基準に適合し処分場の維持管理を必要としない状態）を早期に達成するため，処分場閉鎖事業を実施した。（平成 1 6 年～平成 2 1 年）

E 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会設置の経緯

1 公害調停をめぐる経過

(1) 調停期日等

平成12年12月27日、(仮称)芳野処分場の建設差し止めなどを求めて、地元住民等22人の市民(以下「申請人」という。)が、北海道公害審査会(以下「審査会」という。)に調停を申請しました。

平成13年4月23日から平成15年7月23日までの間で、計12回の調停が行われました。

(2) 調停の内容

平成15年7月1日に開設した旭川市廃棄物処分場(現処分場)の建設差し止めについては、申請人と市とが合意できる見込みがないため、調停は打ち切られましたが、同年6月30日をもって閉鎖した中園処分場と周辺地域の環境保全対策等については、処分場監視機関の設置などについて、当事者双方が合意できたことから、同年7月23日調停が成立しました。

2 地元市民委員会との協議経過

市は公害調停成立の経過を踏まえ、平成15年8月8日に、江丹別及び嵐山両地区において住民説明会を開催し、旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会(以下「委員会」という。)の設置について市の考え方を説明し理解をいただきました。

3 委員会の設置

平成15年11月1日付けで、市は委員会運営要綱を制定し、委員会を設置した後、平成16年3月24日付けで条例を制定し、附属機関として位置づけました。

F 調停条項

前 文 申請人らと被申請人は、相互の信頼のもとに協力して、良好な自然環境の保全に努めていくことが重要であることを確認し、次のとおり合意する。

条項 1 被申請人は、申請人らとの誠意ある話し合いを通じて、相互の信頼の醸成に努め、申請人ら及び地域住民の理解のもとに、中園廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の使用と管理に伴う自然環境への影響に関し、適切な保全回復措置を講じるものとする。なお、被申請人は、処分場使用後の跡地整備に当たっては、生態系に十分配慮し、環境影響調査を妨げないような方法で実施しなければならない。

条項 2 被申請人は、これまでの処分場の使用及び管理につき、申請人ら及び地域住民に対する説明が十分ではなかった面があること、処分場起因の有害鳥により農作物等に被害を与えたこと及び維持管理の不適切により火災異臭等の問題があったこと等に対して陳謝し、並びに、同施設の使用及び管理によって申請人ら地域住民に対し、長期に渡って、自然環境の保全、健康及び財産につき不安の念を与えたことにつき遺憾の意を表明する。

条項 3 申請人らと被申請人は、処分場の使用及び管理について監視するため、別紙に定める「中園廃棄物最終処分場に関する監視機関」を設置することに合意する。また、このことに伴い、被申請人は、当面、要綱により「監視機関」を設置することとするが、1年以内に条例による設置について市議会に提案する。

条項 4 被申請人は申請人らに対し、処分場を2003年（平成15年）8月以降は使用しないことを約する。

条項 5 被申請人は申請人らに対し、江丹別地域の環境保全及び自然環境の回復に必要な調査、対策等について、今後とも誠意を持って速やかに対応するものとする。その場合、被申請人は保有する情報を積極的に公表し、それについて説明責任を負う。

条項 6 被申請人は、旭川市の廃棄物行政につき、ごみ減量化、分別の強化、ごみの資源化の推進、ごみ処理の安全性の確保等の施策を、今後更に速やかに実行することとする。その場合、被申請人は廃棄物行政に関する情報を積極的に公表し、被申請人はそれについて説明責任を負う。

条項 7 調停費用は各自の負担とする。

G 調停条項3に関する事項

機関の名称

中園廃棄物最終処分場監視委員会（以下「委員会」という。）

1 目 的

調停条項に基づき、江丹別地区の自然を大切にし、自然環境を保全回復し、地域住民が将来に渡って、安全でかつ安心して生活ができるように、中園廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の使用及び管理について、調査、検討する。

2 調査・検討事項

前項の目的を踏まえ、自主的で公正な立場から、次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 処分場及び周辺地域の環境保全対策、地域住民の生活及び自然環境に対する影響の調査に関すること
- (2) 処分場を住民の健康・財産、地域の自然環境に配慮して使用管理するのに必要なこと
- (3) 汚染、健康被害及び災害等の発生防止対策及び発生時の原因調査、復旧対策等に関すること
- (4) 公開された情報については委員会は説明責任を負う。
- (5) その他目的の達成に必要なこと

3 構成員

- (1) 学識経験者3名、申請人、申請人以外の地域住民及び地域住民以外の旭川市民各4名
- (2) 市は事務局を務め、委員会の構成員とはならない。
- (3) 学識経験者は申請人及び被申請人の認めた者とする。
- (4) 任期は2年とし、再任は妨げない。任期途中で構成員に事故があり構成員としての活動が不可能になった場合は速やかに補充する。
- (5) 地域住民以外の旭川市民は公募を基本とする。

4 役 員

- (1) 会長1名
- (2) 会長代理1名
- (3) 会長及び会長代理は学識経験者をもってあてる。
- (4) 会長は会務を統括し、議長を務める。
- (5) 会長代理は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 性 格

この機関の活動は自主性を保障される。

6 会 議

- (1) 定例を定め、必要に応じて臨時に開催する。
- (2) 会議は会長が招集する。
- (3) 構成員の4分の1以上の請求があるときは会議を招集しなければならない。
- (4) 会議は過半数の構成員の出席をもって成立とする。
- (5) 会議は公開とする。
- (6) 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決定するところによる。
- (7) 運営費用は被申請人の負担とする。
- (8) 会議は必要に応じ参考人の意見を聴取することができる。

7 権 限

委員会は、諮問に対する答申のほかに、調査・検討した内容について、市長に意見を具申することができ、市長はそれを尊重し、実現に努めなければならない。また、委員会が、廃棄物行政に係る情報の公開や書類等の閲覧を求めたときは、市長はその求めに応じることとする。

8 存続期間

委員会は、処分場の安全性が確認されるまで存続する。

H 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例

平成16年3月24日条例第13号（改正；平成17年3月24日条例第7号）

（設置及び目的）

第1条 北海道公害審査会平成13年（調）第1号事件（以下「事件」という。）に係る調停条項3に基づき、旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、江丹別地区の自然を大切にし、自然環境を保全回復し、地域住民が将来にわたって、安全でかつ安心して生活を営むことができるように、中園廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の使用及び管理について調査検討することを目的とする。

（調査検討事項）

第2条 委員会は、自主的で公正な立場から、次に掲げる事項について調査検討する。

- （1） 処分場及び処分場に係る周辺地域の環境保全対策、処分場による住民生活及び自然環境への影響の調査に関すること。
- （2） 処分場を住民の健康及び財産並びに自然環境に配慮して使用及び管理するために必要なこと。
- （3） 処分場による、自然・生活環境の汚染、住民の健康被害、災害等の発生防止対策並びに発生時の原因調査及び復旧対策に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、処分場の使用及び管理に関する事項

（意見具申）

第3条 委員会は、市長の諮問に対する答申のほか、前条に規定する事項について、市長に意見を具申することができる。

2 市長は、前項の意見を尊重し、その実現に努めるものとする。

（協力）

第4条 市長は、委員会が行う調査検討に協力するとともに、委員会が、処分場への立入り及び本市の廃棄物行政に係る情報の公開を求めたときは、その求めに応じるものとする。

（組織等）

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱する。

- （1） 学識経験者であって、事件の申請人が認めたもの 3人
- （2） 事件の申請人 4人
- （3） 処分場に係る周辺地域の住民 4人
- （4） 処分場に係る周辺地域以外に居住する市民であって、市長が行う公募に応じた者 4人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長1人を置き、学識経験者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(自主性の保障)

第7条 この委員会の活動は、自主性を保障される。

(会議)

第8条 委員会の会議は、定例を定め、必要に応じて臨時に開催することとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上が請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 委員会の会議は、これを公開するものとする。ただし、調査検討の内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）に該当するおそれがあると委員会が認める場合を除くものとする。

7 委員会は、公開した会議及び調査検討した事項について説明責任を負う。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、処分場の安全性が確認されるまでとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員に係る第5条第1項の規定の適用につ

いては、同項第4号中「市長が行う公募に応じた者」とあるのは、「市長が適当と認めた者」とする。

附 則（平成17年3月24日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

J 旭川市廃棄物処分場の概要について

1 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 所在地 | 旭川市江丹別町芳野71番地 |
| (2) 事業費 | 約96億円 |
| (3) 埋立廃棄物 | 家庭系（不燃物，粗大物），事業系一般廃棄物
焼却残さ（清掃工場の残さ）等 |
| (4) 埋立面積 | 13.2ha |
| (5) 埋立容量 | 184万m ³ |
| (6) 埋立期間 | 平成15年7月～令和12年3月 |
| (7) 埋立方法 | サンドイッチ・セル工法
(埋立層2～3mに対し，約0.5mの覆土) |

2 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会の設置経緯

(別紙のとおり)

3 埋立状況

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
事業系一般廃棄物	34,139	46,867	40,700	33,181	9,073	3,742	6,587	3,673	2,803
家庭系不燃ごみ・粗大	16,287	23,518	23,742	17,926	22,061	10,441	10,444	11,235	10,491
焼却残さ	6,043	8,295	8,477	8,297	8,455	7,868	7,521	8,091	7,824
資源化残さ	911	1,144	1,120	1,569	1,461	1,304	1,308	1,325	1,113
計	57,380	79,824	74,039	60,973	41,050	23,355	25,860	24,324	22,231

※平成15年度は，平成15年7月1日～平成16年3月31日までの量

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
事業系一般廃棄物	2,424	2,127	2,130	2,122	2,250	2,572	3,011	3,106	2,796
家庭系不燃ごみ・粗大	10,328	10,505	10,130	10,096	9,903	9,747	10,818	10,919	11,405
焼却残さ	7,678	7,191	7,692	7,983	7,472	7,379	6,988	6,772	6,907
資源化残さ	1,037	1,032	962	335	312	332	412	992	982
計	21,467	20,855	20,914	20,536	19,937	20,030	21,229	21,789	22,090

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業系一般廃棄物	3,027	2,780	—	—	—	—	—	—	—
家庭系不燃ごみ・粗大	11,366	10,603	—	—	—	—	—	—	—
焼却残さ	6,639	6,613	—	—	—	—	—	—	—
資源化残さ	937	877	—	—	—	—	—	—	—
計	21,969	20,873	—	—	—	—	—	—	—

4 維持管理

処分場の維持管理は、次の3部門に分けられる。

(1) 搬入管理

周辺の環境保全、施設の保全、維持管理の適正化と円滑化のため、搬入禁止物の監視と排除を行う。

(2) 埋立管理

周辺の環境保全、廃棄物の安全貯蔵と安定化のため、即日覆土を行うとともに埋立施設の各種点検、廃棄物の埋立の進捗状況に応じてガス抜き管の連結や雨水排水路の切替等を行う。

(3) 浸出水管理

公共用水域の環境保全及び地下水の安全性確保のため、廃棄物の分解過程又は含有する有機物、窒素類、重金属などの有害物質、ダイオキシン類などを污水处理施設で除去する。

5 環境調査

処分場の浸出水及び処理水が周辺環境に影響を及ぼすことがないように、定期的に各種調査を行うことによって未然防止対策を講じることを目的に行う。この調査は関係法令で定められているものと周辺環境保全のため自主的に行っているものがある。

K 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会設置の経緯

1 地元市民委員会との協議経過

市は、これまで、処分場の適正な維持管理と周辺地域の環境保全のため、地元市民委員会代表と市職員で構成する処分場環境対策委員会（平成10年11月6日設置）を設置して活動してきました。しかし、構成員に衛生工学や化学工学の専門家が含まれておらず、その結果、専門的な調査・検討が不十分で、また、江丹別地区以外の市民が参加していなかったため、処分場が江丹別の地域問題として受けとめられる印象がありました。

このことから、地元市民委員会からの要望を受け、平成15年7月の新処分場開設に伴い、構成員に専門家や地元以外の市民を加えた市長の諮問機関として、新たに旭川市廃棄物処分場環境対策協議会（以下「協議会」という。）を設置することにしました。

このことについては、同年8月8日に開催された江丹別及び嵐山両地区における住民説明会で、説明し理解をいただきました。

2 協議会の設置

平成15年11月1日付けで、市は協議会運営要綱を制定し、協議会を設置した後、平成16年3月24日付けで条例を制定し、附属機関として位置づけました。

L 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例

平成16年3月24日条例第14号（改正；平成17年3月24日条例第7号）

（設置）

第1条 旭川市廃棄物処分場（以下「処分場」という。）の使用及び管理について調査検討するために、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（調査検討事項）

第2条 協議会は、自主的で公正な立場から、次に掲げる事項について調査検討する。

- （1） 処分場及び処分場に係る周辺地域の環境保全対策、処分場による住民生活及び自然環境への影響の調査に関すること。
- （2） 処分場を住民の健康及び財産並びに自然環境に配慮して使用及び管理するために必要なこと。
- （3） 処分場による、自然・生活環境の汚染、住民の健康被害、災害等の発生防止対策並びに発生時の原因調査及び復旧対策に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、処分場の使用及び管理に関する事項

（意見具申）

第3条 協議会は、市長の諮問に対する答申のほか、前条に規定する事項について、市長に意見を具申することができる。

2 市長は、前項の意見を尊重し、その実現に努めるものとする。

（協力）

第4条 市長は、協議会が行う調査検討に協力するとともに、協議会が、処分場への立入り及び本市の廃棄物行政に係る情報の公開を求めたときは、その求めに応じるものとする。

（組織等）

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱する。

- （1） 学識経験者 3人
- （2） 処分場に係る周辺地域の住民 4人
- （3） 処分場に係る周辺地域以外に居住する市民であつて、市長が行う公募に応じた者 4人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、学識経験者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(自主性の保障)

第7条 この協議会の活動は、自主性を保障される。

(会議)

第8条 協議会の会議は、定例を定め、必要に応じて臨時に開催することとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上が請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 協議会の会議は、これを公開するものとする。ただし、調査検討の内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）に該当するおそれがあると協議会が認める場合を除くものとする。

7 協議会は、公開した会議及び調査検討した事項について説明責任を負う。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員に係る第5条第1項の規定の適用については、同項第3号中「市長が行う公募に応じた者」とあるのは、「市長が適当と認めた者」とする。

附 則（平成17年3月24日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

M 旭川市廃棄物処分場の環境保全に係る協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川市江丹別地区市民委員会及び旭川市嵐山地区市民委員会（以下「乙」という。）とは、当該地域住民（以下「地域住民」という。）の意を体し、次により旭川市廃棄物処分場（以下「処分場」という。）の環境保全に係る協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が設置する処分場の安全かつ適正な維持管理体制を確立し、地域住民の生活及び処分場周辺地域の自然環境を保全することを目的とする。

（基本原則）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙・地域住民の意見を十分に尊重しながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令及びこの協定に定める事項を遵守して、万全の対策を講じるものとする。

2 甲は、旭川市民の協力を得て、分別の徹底と中間処理の推進に努め、廃棄物の減量化・資源化を基本とする循環型社会の構築を目指すものとする。

（処分場の概要）

第3条 処分場の名称、施設の種類及び埋立構造等は、次のとおりとする。

- (1) 施 設 の 名 称 旭川市廃棄物処分場
- (2) 設 置 場 所 旭川市江丹別町芳野71番地
- (3) 施 設 の 種 類 一般廃棄物の最終処分場
- (4) 敷 地 面 積 等 179.7^{ヘクタール}（開発面積：30.6^{ヘクタール}，残地：環境保全林）
- (5) 埋 立 面 積 13.2^{ヘクタール}
- (6) 埋 立 予 定 容 量 184万立方^{メートル}
- (7) 埋 立 構 造 準好気性
- (8) 埋 立 工 法 山間層状埋立（サンドイッチ・セル工法）
- (9) 浸出水処理方式 カルシウム除去＋生物処理（硝化＋脱窒）＋膜（MF膜）ろ過処理＋活性炭処理
- (10) そ の 他 一般廃棄物処理施設設置届出書による

（廃棄物の埋立期間）

第4条 処分場において、甲が廃棄物を埋め立てる期間は、平成15年7月から平成30年3月までとする。

（開設日及び開設時間）

第5条 処分場の開設日は、日曜日及び1月1日から3日を除く毎日とする。

2 処分場の開設時間は、平日にあつては午前9時から午後5時までとし、祝日にあつては午前9時から午後3時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲が必要と認めた場合は、臨時に開設日及び開設時間を変更することがある。

（維持管理）

第6条 処分場の維持管理の基本方針は次に掲げるとおりとし、詳細は甲が別に定める維持管理要領によるものとする。

- (1) 廃棄物の搬入管理に当たっては、搬入禁止物の監視に重点を置き、万一それが確認された場合は、受入れを拒否するとともに、当該排出者及び搬入者への指導を徹底する。
- (2) 廃棄物の埋立作業管理に当たっては、あらかじめ決められた埋立計画及び埋立工法に基づき、廃棄物の敷き均しと転圧、即日・中間・最終覆土の施工、埋立法面の造成等について、特に留意して行う。
- (3) 施設の点検管理に当たっては、第2条第1項の関係法令で定められているもの以外についても、定期的な機能点検を実施し、必要に応じて清掃及び補修を行う。
- (4) 処分場及び周辺地域の環境管理に当たっては、前述の関係法令で定められているもの以外に、河川の水質及び底質、土壌、汚泥、ガス、悪臭、騒音等の調査を実施し、処分場が周辺環境に影響を与えないよう監視に努める。
- (5) 災害及び事故等の防止に当たっては、廃棄物の飛散流出、火災の発生、衛生害虫及びカラスの被害等に留意した対策を講じるとともに、廃棄物の搬入車両や処分場内作業員に対し、道路交通法等の遵守や安全作業の徹底を指導する。

(意見聴取)

第7条 甲と乙・地域住民は、処分場の維持管理及び周辺地域の環境保全対策、並びに第8条、第10条、第13条、第14条に係る事項について、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

(災害等発生時の措置)

第8条 甲は、処分場の適正な維持管理に支障を来すような災害等が発生したとき、及び処分場が原因で周辺環境に重大な影響を与えるような事態が発生したときは、直ちに乙・地域住民及び協議会に連絡するとともに、廃棄物の埋立処分を中止するなどの応急措置を講じた上で、速やかに原因を究明し復旧に当たるものとする。

(監視、調査等)

第9条 甲は、乙・地域住民及び協議会に対して、処分場の監視のための立入り及び資料等を閲覧できることを保障するとともに、旭川市民が処分場の資料等の閲覧を求めたときは、これに協力するものとする。

(苦情処理)

第10条 甲は、地域住民から処分場に係る苦情等が寄せられたときは、誠実に対応するとともに、速やかに乙と協議してその解決に当たるものとする。

(不法投棄対策)

第11条 甲は、江丹別地域において廃棄物の不法投棄が発見された場合、及び処分場から廃棄物が飛散流出した場合、速やかにそれを撤去するものとする。

(災害等補償)

第12条 処分場に起因する災害等により被害が発生したときは、甲は別に定める被害補償調査要領に基づき被害実態の把握に努め、被害補償基準により補償するものとする。

(埋立処分終了後の維持管理)

第13条 甲は、廃棄物の埋立処分終了後においても、この処分場を廃止することができるまでは、第2条第1項の関係法令に基づくほか、埋立処分終了時まで、乙・地域住民と協議して定める事項により、処分場の適正な維持管理に努めるものとする。

(埋立跡地利用)

第14条 廃棄物の埋立処分を終了した跡地の利用については、埋立処分終了時までに、甲と乙・地域住民とが協議して決定するものとする。

(地域振興等)

第15条 甲は、今後とも、まちづくりに係る地域住民の意見・要望を踏まえ、江丹別地域の振興に努力するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項が発生したとき、若しくはこの協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲と乙・地域住民とがその都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、協定を締結した日（以下「締結日」という。）から効力を生じる。ただし、締結日から平成19年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中「午前9時から午後5時まで」とあるのは「午前8時から午後5時30分まで」と、「午前9時から午後3時まで」とあるのは「午前8時から正午まで」とする。

この協定締結の証として、協定書を4通作成し、甲、乙及び立会人がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年12月10日

甲 旭川市
旭川市長 西川 将人

乙 旭川市江丹別地区市民委員会
会 長

旭川市嵐山地区市民委員会
会 長

立会人 春日地区振興会
会 長

旭川市廃棄物処分場の環境保全に係る協定書の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川市江丹別地区市民委員会及び旭川市嵐山地区市民委員会（以下「乙」という。）とは、平成１８年１２月１０日に締結した旭川市廃棄物処分場の環境保全に係る協定について、次のとおり変更する協定を締結する。

１ 第４条を次のように改める。

処分場において、甲が廃棄物を埋め立てる期間は、平成１５年７月から廃棄物の量が埋立容量に達するまでの期間とし、平成４２年３月までとする。

この協定の締結を証するため、協定書４通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年１１月１５日

甲 旭川市
旭川市長 西川 将人

乙 旭川市江丹別地区市民委員会
会 長 永井 義明

旭川市嵐山地区市民委員会
会 長 野口 堯

立会人 春日地区振興会
会 長 鈴木 剛

N 旭川市廃棄物処分場規則

昭和59年4月1日

規則第11号

直近の改正 平成30年3月22日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が設置する廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の管理及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 処分場の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置	名称
旭川市江丹別町芳野	旭川市廃棄物処分場

2 市長が必要と認めた場合は、前項の処分場以外に別に処分場を開設することがある。

(開設日及び開設時間)

第3条 処分場の開設日は、日曜日及び1月1日から3日までを除く毎日とする。

2 処分場の開設時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後3時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、臨時に開設日及び開設時間を変更することがある。

(搬入できる廃棄物の範囲)

第4条 処分場に搬入できる廃棄物は、旭川市域内で排出した物であつて次の各号に定める物でなければならない。

- (1) 燃やせるごみ及び再生資源となる物を取り除いた物
- (2) 可能な限り破碎等の前処理をした物で埋立作業に支障のない形状をしたもの
- (3) 排出者による自家処理が困難な物

(搬入できない廃棄物)

第5条 別表に掲げる廃棄物は、処分場に搬入できない。

(廃棄物の検査)

第6条 市長は、処分場において、処分場に搬入される廃棄物の内容を検査するものとする。

(搬入の申請)

第7条 処分場に廃棄物を搬入する者（以下「搬入者」という。）は、廃棄物の搬入量が1週間当たり20トン以上であるときは、あらかじめ市長に廃棄物搬入許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、搬入に支障がないと認めたときは、廃棄物搬入許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(運搬上の注意)

第8条 搬入者は、廃棄物の運搬途上において、廃棄物が飛散流出し、又は悪臭を放つことがないように必ず廃棄物に覆い、こん包等の処置をしなければならない。

(搬入者の遵守事項)

第9条 搬入者は、処分場内において、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 車両は、時速30キロメートル以下の速度で通行すること。
- (2) 投棄場への進入及び投棄の方法については、係員の指示に従うこと。
- (3) 投棄場においては、車両の内外を問わず火気の使用及び喫煙をしないこと。

(損害賠償)

第10条 搬入者が、市の管理する構造物、車両、器具等を破損し、又は滅失したときは、速やかに届け出るとともに、市長が定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(搬入の拒否)

第11条 市長は、搬入者が第4条に規定する廃棄物以外のもの又は別表に規定する廃棄物を搬入しようとしたとき並びに第7条から第9条までの規定に違反したときは、搬入を拒否するものとする。

(入場の許可)

第12条 処分場内に廃棄物の搬入以外の目的で入場しようとする者は、あらかじめその目的を明らかにして、市長の許可を受けなければならない。

(職員)

第13条 処分場に所長を置く。

2 処分場に主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第14条 所長は、上司の命を受けて処分場の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

第15条 処分場は、次の事務を分掌する。

- (1) 処分場（旧中園廃棄物最終処分場を含む。第7号及び第8号において同じ。）の維持管理に関すること。
- (2) 廃棄物の組成の分析及び埋立処分計画に関すること。
- (3) 廃棄物搬入量の調査に関すること。
- (4) 搬入者及び排出者の指導に関すること。
- (5) ごみ埋立処分手数料に関すること（減免に関することを除く。）。
- (6) 処分場の調査、計画、設計及び施工に関すること。
- (7) 処分場の設計図書の審査、監督及び検定に関すること。
- (8) 最終処分場整備検討委員会に関すること。
- (9) その他処分場に関すること。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 略

別表

搬入できない廃棄物

区分	例示
(1) 産業廃棄物	燃えがら，汚泥，木くず，建設廃材，廃プラスチック，ゴムくず，鋳さい，ばいじん，廃油，廃酸等
(2) 有毒物・有害物	次に掲げるものに含まれるPCBを使用する部品 廃エアコンディショナー 廃テレビジョン受信機 廃電子レンジ 農薬，劇薬その他毒性物質が混入している物 法令で埋立処分が禁止されている物
(3) 火気のある物・引火性の物	燃えがら，残焼物で火気のある物 高温の物 火薬，塗料，ガスボンベ，溶剤等
(4) 著しい悪臭又は汚水を出す物	し尿，腐敗した動植物性残さ等
(5) 処理困難物	消火器，バッテリー，タイヤ，自動車，バイク，農耕作業用大型機械，ピアノ，浄化槽等
(6) 感染性廃棄物	医療機関等から排出される血液の付着したガーゼ，注射針等の感染性病原体を含む，又はそのおそれのある廃棄物

P 旭川市廃棄物処分場緊急事態対応計画

1 目 的

この計画は、旭川市廃棄物処分場（以下「処分場」という。）において、事故や災害等による緊急事態が発生した場合の行動指針と実施すべき対策の手続きを定め、処分場の適正な維持管理を確保するとともに、周辺地域の住民生活と自然環境を保全することを目的とする。

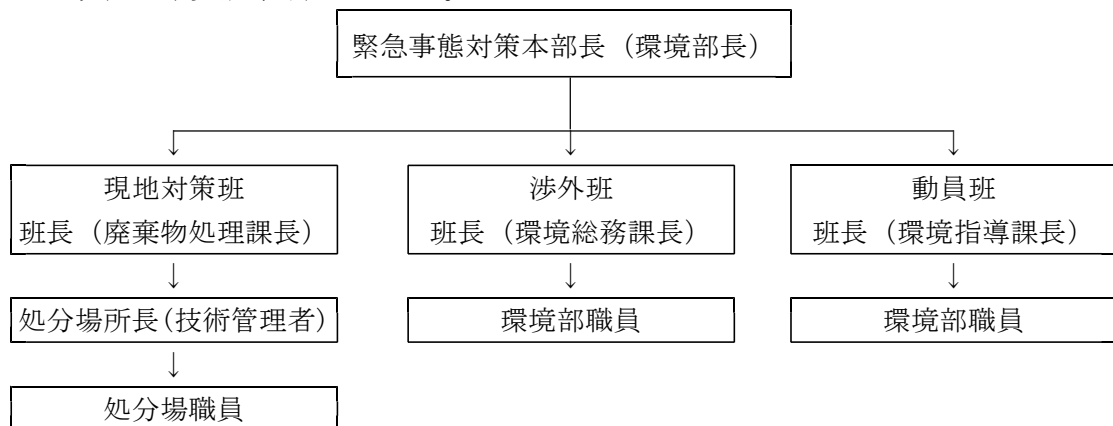
2 緊急事態の範囲

この計画で定める緊急事態とは、次に掲げるものの内、処分場の適正な維持管理に支障を来し、また、処分場の周辺環境に重大な影響を与え、直ちに対策が必要となるものをいう。

- (1) 遮水構造の損傷
- (2) 地下水質の悪化
- (3) 土木構造物及び施設構造物の損傷
- (4) 浸出水量の変動
- (5) 浸出水処理施設の機能障害
- (6) 処分場内の火災
- (7) その他

3 緊急時の体制

- (1) 処分場において2に規定する緊急事態が発生したときは、迅速かつ的確な措置が必要となることから、環境部長は（以下「部長」という。）環境部内に処分場緊急事態対策本部（以下「本部」という。）を設置し、緊急時の体制を敷く。本部には、現地対策班のほかに、緊急事態の規模に応じて渉外班及び動員班を置くことができる。
- (2) 本部の体制は、次のとおりとする。
 - ア 本部長は部長とし、本部を指揮監督する。
 - イ 現地対策班は、処分場の復旧対策を担当するものとし、班長は廃棄物処理課長をあてる。
 - ウ 渉外班は、関係機関及び関係部局との調整、地元対策等の渉外事務を担当するものとし、班長は環境総務課長をあてる。
 - エ 動員班は、環境部内の応援態勢の確立と職員の配置について担当するものとし、班長は環境指導課長をあてる。



- (3) 部長が、(2)の緊急時の体制に不足があると判断したときは、必要に応じて班を増設するとともに、環境部内の応援態勢を強化することができる。また、緊急事態の状

況が総合的な災害対策を必要とするなど環境部だけの対応では対策が困難な場合は、関係部局と速やかに協議して、他部局の応援を要請するほか、必要に応じて旭川市地域防災計画に基づく災害応急体制に移行する。

- (4) 本部の設置期間は、部長が緊急事態の発生を確認したときから、処分場の復旧を確認するまでとする。

4 緊急事態発生時の対応

- (1) 処分場職員（以下「職員」という。）及び処分場維持管理業務受託者が、処分場において事故や災害等を発見したとき、又は地域住民からその旨通報があったときは、直ちに処分場所長（以下「所長」という。）に報告するとともに、別紙1の事故・災害等連絡用紙に必要事項を記録する。所長は記録された内容を確認した後に、廃棄物処理課長（以下「課長」という。）に報告し、課長は部長に報告する。
- (2) 部長は、報告を受けた事故・災害等が2に規定する緊急事態に該当する場合は、本部を設置し緊急時の体制を敷くとともに、課長を通じて所長以下職員に対して速やかに対策を講じるよう指示するとともに、別紙2の緊急連絡体系により、関係機関、関係部局及び地域住民等へ連絡する。
- (3) 処分場の緊急事態に係る復旧対策の指針は、次のとおりとする。

ア 漏水検知システムなどのモニタリングデーターにより、遮水シートやその他の遮水構造に異常を発見したときは、直ちに原因を調査するとともに、破損箇所を特定し補修工事を行う。また、破損の状況、補修工事期間及び処分場外への影響の程度により、廃棄物の埋立場所の変更又は埋立を中止する。

イ 地下水質監視項目に係るモニタリングデーターに異常があったときは、アとの関連を考慮に入れ、直ちに地下水の河川放流を停止し、水質が正常となるまで地下水を雨水集排水接続人孔から浸出水調整池へ送水するとともに、原因を調査し補修工事を行う。また、処分場外への影響の程度により、廃棄物の埋立場所の変更又は埋立を中止する。

ウ 地震等により土木構造物及び施設構造物に損傷が生じたときは、直ちに被害の状況を調査し、速やかに補修工事を行う。また、流出防止堰堤に傾きや移動が認められる場合は、廃棄物の埋立を中止する。

エ 浸出水量が異常に減少したときは、ア及びイとの関連を考慮に入れ、各種モニタリングデーターを点検するなどの原因調査を行い、適切な措置を講じる。また、浸出水量が異常に増大したときは、適宜、浸出水調整池における貯水及び埋立地における一時内部貯留を行う。

オ 浸出水処理施設の機能に異常があったときは、その状況により処理水の河川放流を停止するとともに、直ちに原因を調査し、補修工事を行う。

カ 埋立地内において火災が発生したときは、直ちに消火器、消火栓及び埋立重機を用いて消火に当たり、鎮火後、原因を調査するとともに、施設等に被害があった場合はそれを補修する。また、火災が大規模で消火に時間を要する場合は、廃棄物の埋立場所の変更又は埋立を中止する。

5 臨時処分場の開設

4に規定する緊急事態発生時の対応において、処分場の埋立中止を判断したときは、廃棄物の仮置場所を確保するほか、必要に応じて臨時処分場を開設する。

6 関係機関等への支援要請

3に規定する緊急時の体制において、本部の業務を実施するに当たり、関係機関等の

協力が必要と判断される場合は、その要請を行う。

7 広報活動

本部は、必要に応じて地域住民への広報活動を実施するほか、適宜、説明会を開催する。

8 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則 略

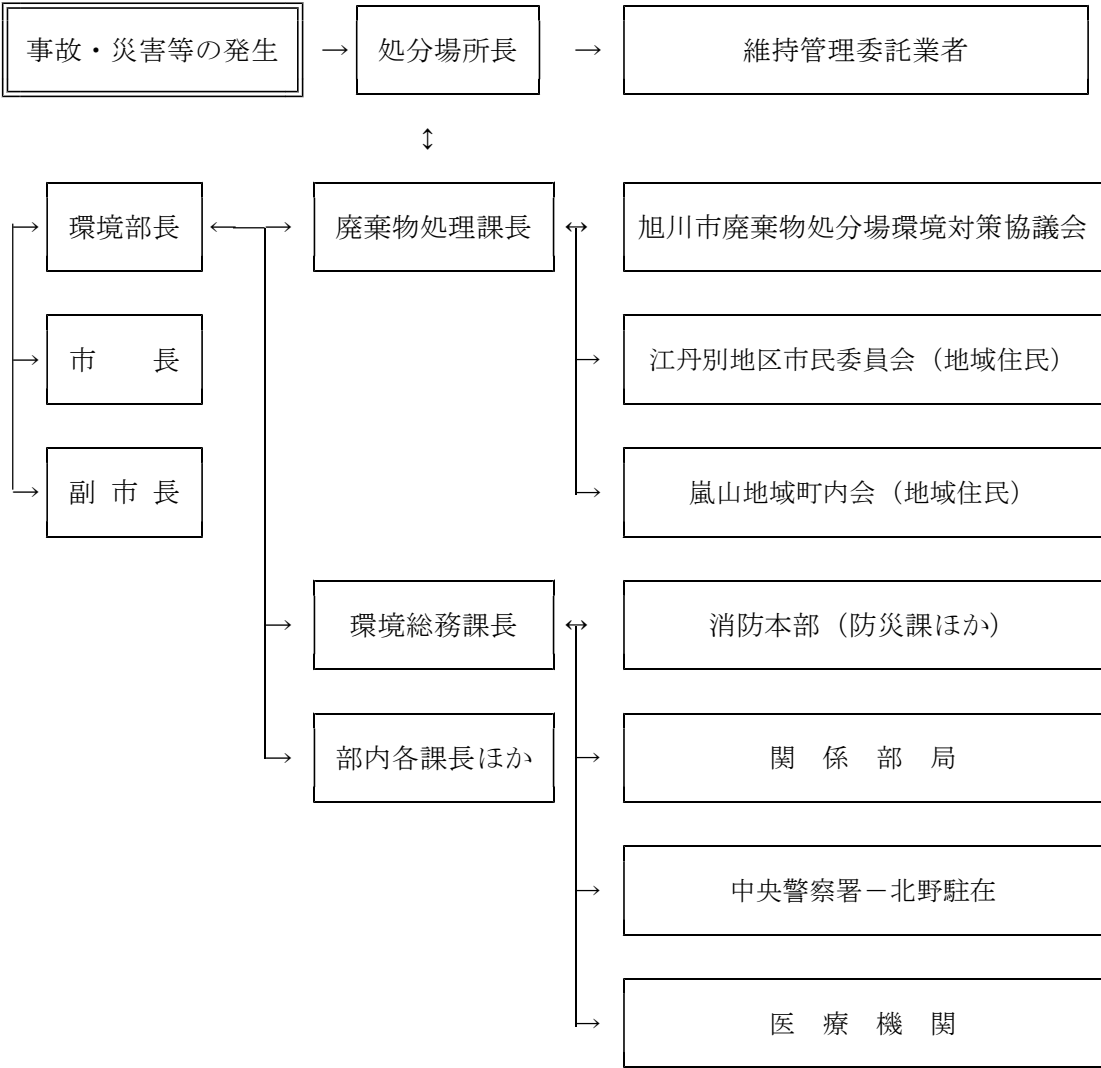
別紙 1

事故・災害等連絡用紙

環境部長	次長	廃棄物処理課長・主幹	課長補佐	処分場所長	係
		環境総務課長・主幹	課長補佐	環境総務係長	係

事故等発生年月日	年 月 日 () 時 分	記録者氏名	
事故等の区分	事故等の発生場所	事故等の状況	
1 遮水構造の損傷			
2 地下水質の悪化			
3 土木・施設構造物の損傷			
4 浸出水量の変動			
5 浸出水処理施設の機能障害			
6 処分場内の火災			
7 その他			

応急対策	
------	--



Q 旭川市廃棄物処分場事故等対応基準

1 目 的

この基準は、旭川市廃棄物処分場（以下「処分場」という。）において事故等が発生した場合、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会（以下「協議会」という。）の対応方法について必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、市が緊急事態と判断したものについては、旭川市廃棄物処分場緊急事態対応計画により対応する。

2 事故等の範囲

この基準で定める事故等とは、処分場に係るすべての異状をいう。

3 対応の手順

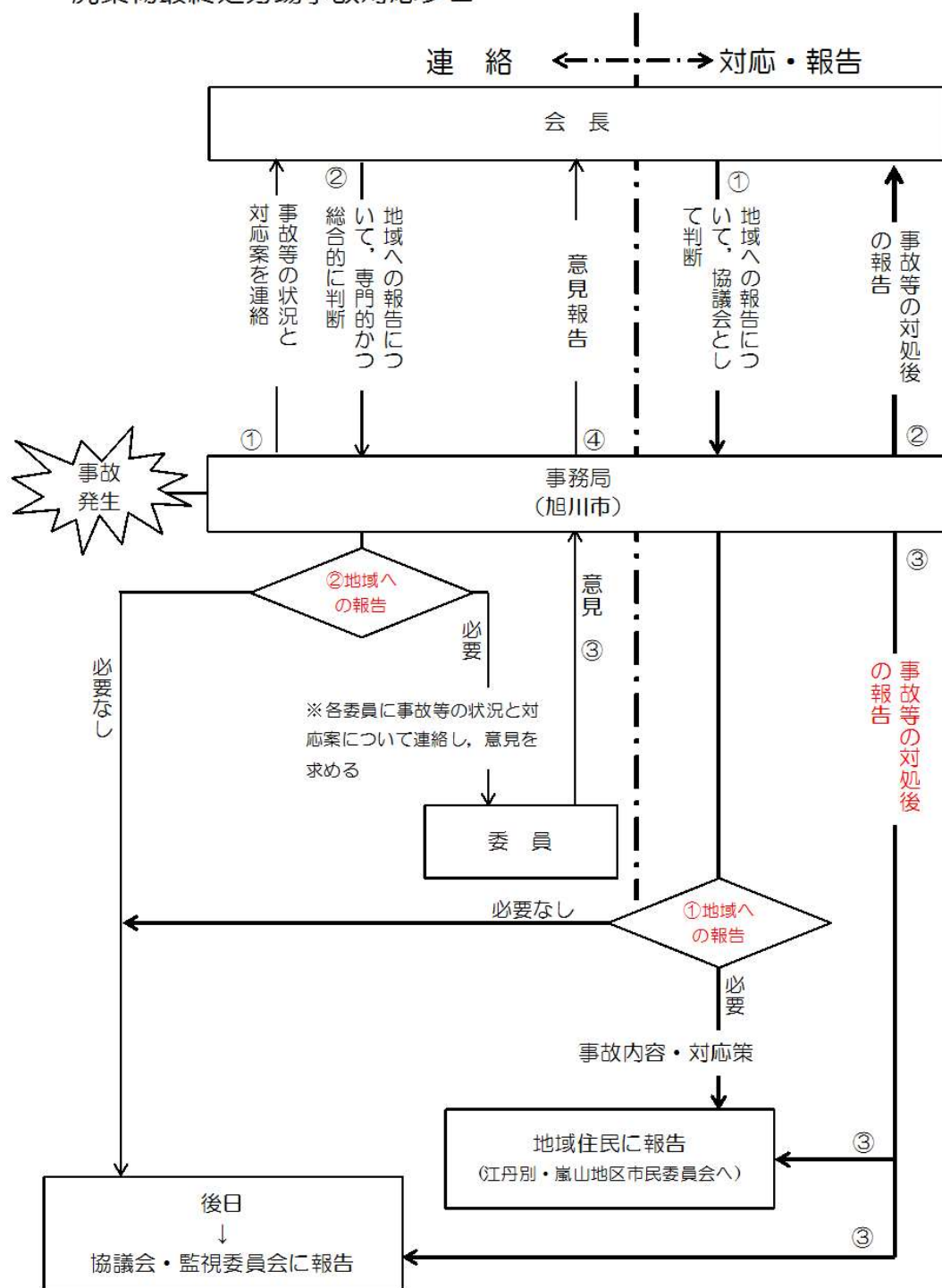
事故等の連絡又は報告は、次のとおりとする。

- （１）市は、直ちに会長に事故等の状況を連絡する。
- （２）会長は地域住民に報告するかどうかについて専門的かつ総合的に判断し、委員に事故等の状況と対応案について連絡し、意見を求める。
- （３）協議会が報告すべきと判断したときには、会長は市にその旨の連絡を行う。
- （４）会長の連絡により、市は、直ちに地域住民に報告する。

附 則

この基準は、平成１６年１０月 １日から施行する。

廃棄物最終処分場事故対応フロー



※各委員への連絡方法について

- ・地域住民委員及び事件の申請人委員には、江丹別支所及び嵐山中央会館に設置しているパソコンに情報を送信するとともに、事務局から個別に連絡を行う。
- ・その他の委員には個別所有のパソコンに情報を送信する。
なお、パソコンを所有していない委員には事務局から別途連絡を行う。

R 融雪期等における旭川市廃棄物処分場浸出水処理対応基準

1 目的

この基準は、旭川市廃棄物処分場において融雪期や大雨等に伴い浸出水が大量に発生し、調整池の貯留量が安全貯留量を超える可能性がある場合の対応方法について必要な事項を定めることを目的とする。

2 本基準の適用

調整池の水位が上昇し、貯留水位が安全貯留水位5.30mを超える（以下「適用条件」という。）と予測される場合に適用する。

3 対応の方法及び手順

調整池への浸出水流入を停止し、埋立地内に内部貯留を行う。

手順は次のとおりとする。

（1）埋立地内への内部貯留

浸出水量が増加し、2で定めた適用条件に達すると予測される場合、貯留水位が安全貯留水位5.30mに到達した時点で吸水人孔ゲートを閉鎖し、埋立地内部への浸出水の貯留を開始する。

（2）仮貯留池へのポンプ圧送

（1）により内部貯留が進み吸水人孔水位が9.50mに到達した場合は、埋立地内に設置した仮貯留池へのポンプ圧送作業を開始する。なお、ポンプ圧送による作業時間は、浸出水発生量や気象状況により設定し、吸水人孔の水位上昇を抑える程度とする。

また、浸出水処理により調整池の貯留量が減少した場合は、吸水人孔ゲート操作により調整池への流入調節を行う。

（3）経過観察

調整池への流入調節により、吸水人孔の水位上昇を抑えることが可能になった場合は、ポンプ圧送を停止して経過観察を行う。

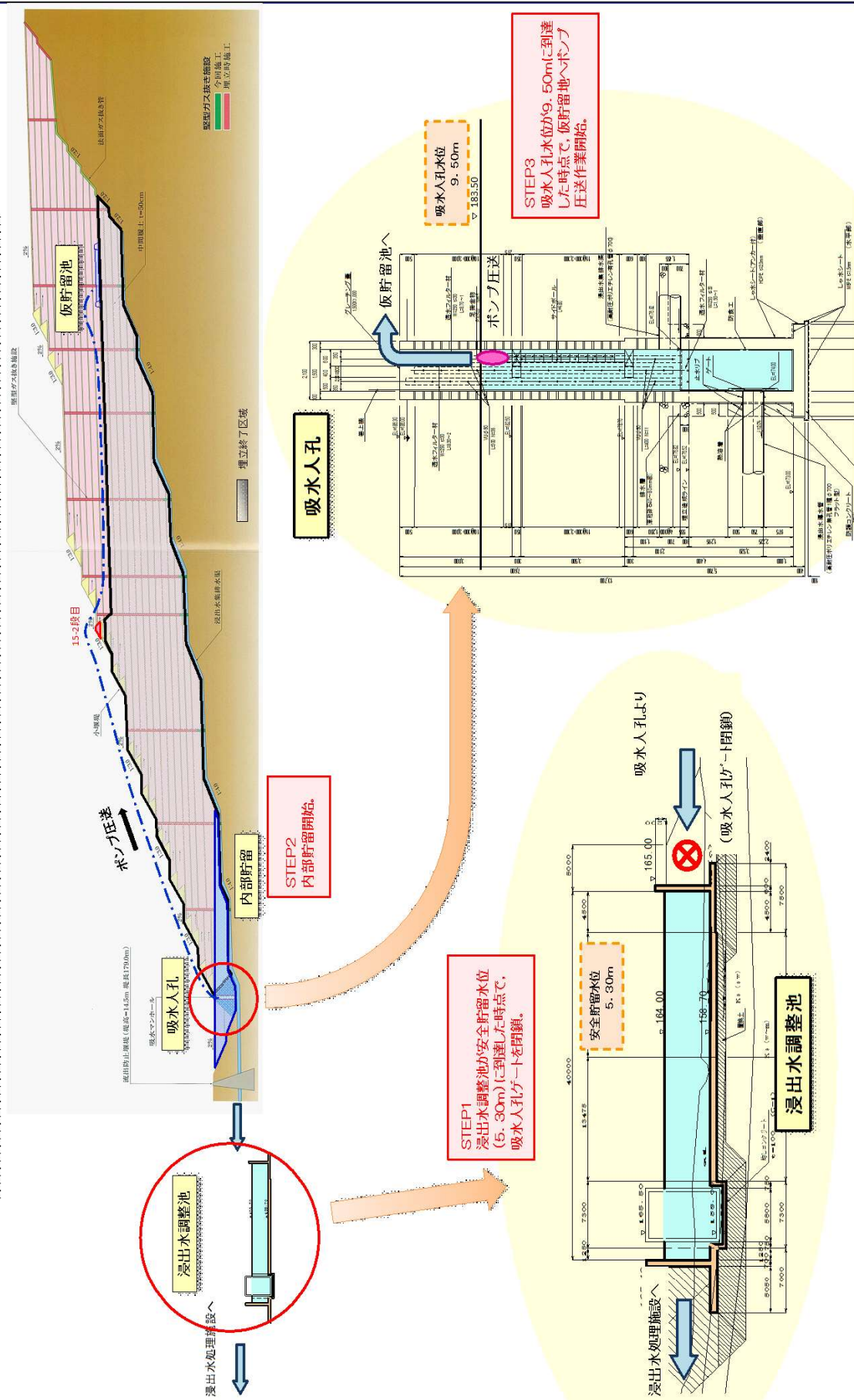
（4）事故時の対応

（1）及び（2）の作業に当たって、事故等の異状が発生した場合、「旭川市廃棄物処分場事故等対応基準」に基づき対応する。

附 則

この基準は、平成26年4月21日から施行する。

融雪期等における旭川市廃棄物処分場浸出水処理対応基準フコ一図



S 融雪期等における中園廃棄物最終処分場浸出水処理対応基準

1 目的

この基準は、中園廃棄物最終処分場（以下「中園処分場」という。）において融雪期や大雨等に伴い浸出水が大量に発生し、上流及び下流調整池の貯留量が安全貯留量を超える可能性がある場合の対応方法について必要な事項を定めることを目的とする。

2 本基準の適用

調整池の水位が上昇し、貯留水位が上流調整池にあつては安全貯留水位 5.20 m に対して 4.50 m、下流調整池にあつては安全貯留水位 2.60 m に対して 2.00 m を、ともに超える（以下「適用条件」という。）と予測される場合に適用する。

3 対応の方法及び手順

処理水と浸出水の混合水（以下「混合水」という。）を放流（以下「仮放流」という。）する。

手順は次のとおりとする。

（1）上流調整池への貯留

浸出水量が増加し、2 で定めた適用条件に達すると予測される場合、下流調整池の貯留水位が 1.00m に到達した時点で上流調整池の流出ゲートを閉鎖し、上流調整池への浸出水の貯留を開始する。また、浸出水、処理水の水質を測定し、式 1 により混合水質を予測する。

（2）仮放流の実施

上流調整池の水位が基準水位を超える可能性がある場合、予測した水質が表 1 に示す法定基準値以下であることを確認後、図 1 のフローのとおり仮放流を実施する。実施に当たっては、旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会会長、江丹別・嵐山両地区市民委員会へ連絡をするものとする。

なお、仮放流の時間は、浸出水発生量や気象状況などを考慮して設定し、上流及び下流調整池の水位上昇を抑える程度とする。

式 1 混合水の水質予測計算式

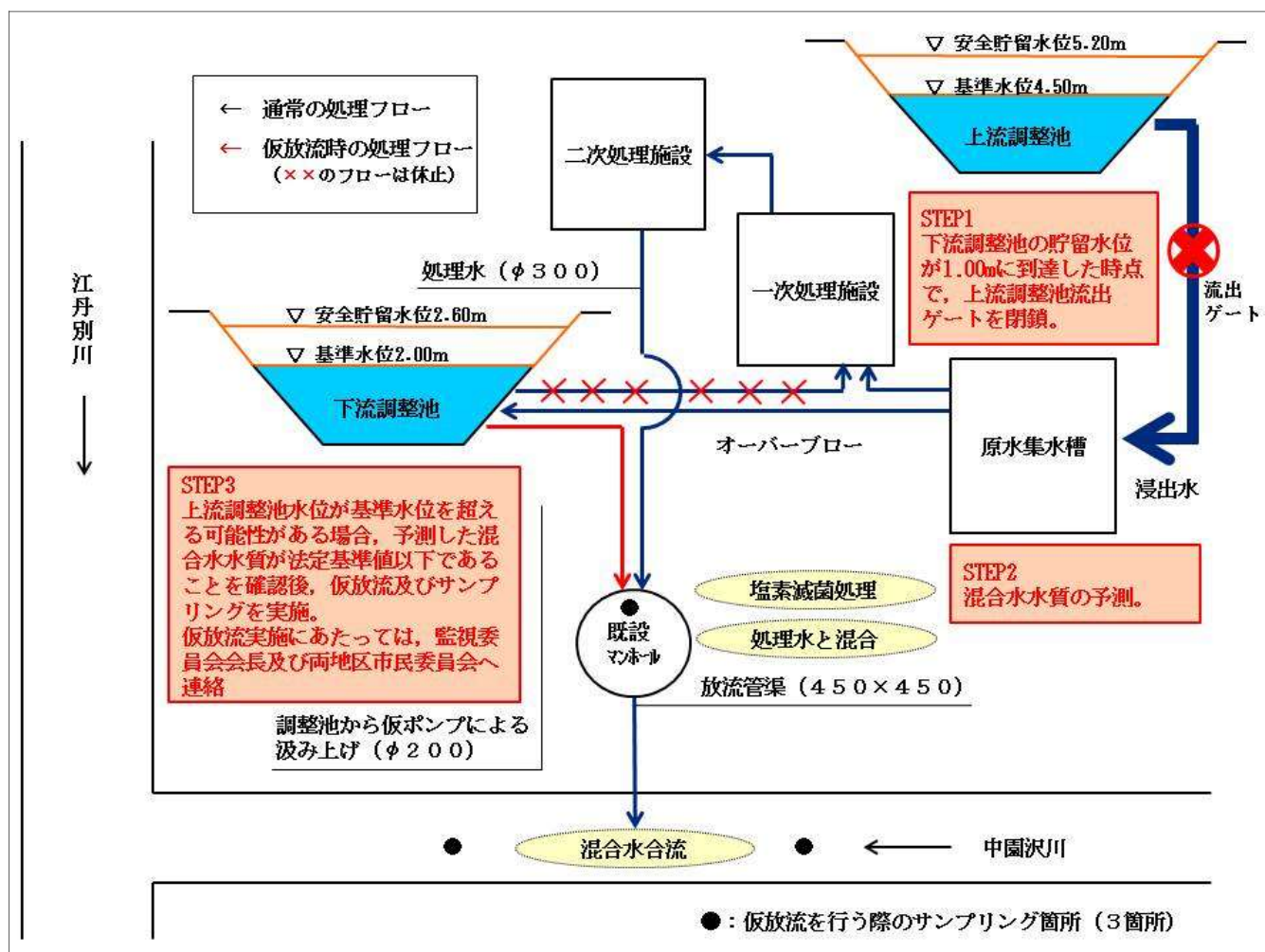
混合水BOD＝	$\frac{\text{浸出水BOD (mg/ℓ)} \times \text{浸出水放流量 (ℓ/h)} + \text{処理水BOD (mg/ℓ)} \times \text{処理水放流量 (ℓ/h)}}{\text{浸出水放流量 (ℓ/h)} + \text{処理水放流量 (ℓ/h)}}$
混合水SS＝	$\frac{\text{浸出水SS (mg/ℓ)} \times \text{浸出水放流量 (ℓ/h)} + \text{処理水SS (mg/ℓ)} \times \text{処理水放流量 (ℓ/h)}}{\text{浸出水放流量 (ℓ/h)} + \text{処理水放流量 (ℓ/h)}}$

※ 予測計算式は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月，環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に示される完全混合式（非感潮河川）による。

表1 仮放流基準値

水質項目	法定基準値
p H	5.8 ～ 8.6
B O D	60mg/ℓ
S S	60mg/ℓ
大腸菌群数	3,000 個/cm3

図1 仮放流のフロー



(3) サンプルング

仮放流中は、日々サンプルングを行い、仮放流水質について法定基準値以下であることを確認する。

(4) 経過観察

浸出水量が減少し、下流調整池への流入調節が可能になった場合、仮放流を停止して経過観察を行う。

(5) 事故時の対応

混合水の仮放流に当たって、事故等の異状が発生した場合、「旭川市廃棄物処分場事故等対応基準」に基づき対応する。

附 則

この基準は、平成26年4月21日から施行する。